

## 出展規定

### ①出展申し込みの承認・契約

主催者は「出展申込書」を受領後、審議のうえ、出展の了承日をもって出展契約が締結されたものとします。なお、契約締結後、出展申込書の出展予定製品について虚偽の記入があった場合は、出展小間料の支払いがあった後でも、主催者は出展を認めないことがあります。その場合、支払済みの出展小間料金は返還いたしません。

### ②小間転貸等の禁止

出展社は主催者の承諾なしに小間の転貸・売買・交換・譲渡はできません。

### ③共同出展

2社以上の複数企業が共同で同一小間に出展される場合は、代表出展社名および共同出展社名を「出展申込書」にご記入のうえ、お申し込みください。なお、手続きはすべて代表出展社が行ってください。

### ④出展小間料金の支払い

出展社は指定期日までに小間料金をお支払いください。指定期日までにお支払いがない場合、主催者は出展契約を解除することができます。その場合、支払い済みの出展小間料金は返還いたしません。

### ⑤出展のキャンセル

出展申込契約締結後のキャンセルは原則として認められません。ただし、主催者がやむを得ないと判断した場合はキャンセルを認めることがあります。この場合、下記の基準でキャンセル料をお支払いください。なお、キャンセル通知受領日は、主催者が書面による通知を受領した日とします。

キャンセル通知受領日	キャンセル料
2019年9月30日から10月7日まで	出展料の50%
2019年10月8日から12月25日まで	出展料の70%
2019年12月26日以降	出展料の100%

### ⑥展示会の品位と秩序の維持

会期中、出展社の展示方法や宣伝活動において、防災上、あるいは本展示会の品位や秩序を著しく損なうと認められる場合、主催者は出展社に対し、展示の変更ないしは撤去を命じる権利を有するものとします。

### ⑦出展物の範囲

出展物は当展示会の出展対象品目に該当する製品・情報とします。主催者が展示会の開催主旨に沿わないと認めた出展物の展示は出来ません。工業所有権を侵害する恐れのある製品の出展は認められません。そのような展示があった場合、主催者は直ちに当該出展物の撤去、または出展を取り止めさせる処置を取ります。その場合、出展小間料金は返還いたしません。

### ⑧展示場の使用

自社小間以外での製品の展示および実演、宣伝、販売活動はできません。開催時間中は、必ず出展社のスタッフが自社小間に待機し、来場者の対応にあたらなければなりません。主催者の許可なく会期中に出展物を撤去したり、展示を中止することはできません。ただし、主催者の企画する特別展示スペースは、この限りではありません。

### ⑨出展物の管理と免責

主催者は、会場全般の管理保全にあたりますが、天災、火災、損傷、紛失、盗難等の事故について、主催者はその責任を負いません。出展社は準備期間中および開催時間中は自社小間に常駐し、出展物の保護、管理の責任を負うものとします。

### ⑩日本への入国

出展社が、本出展のために日本国内への入国手続きを必要とする場合、出展社は自己の責任において日本国内への入国手続きを行うものとし、入国に関わるすべての手続き並びに経費に対しては、主催者は一切の責任を負いません。また、何らかの理由により日本に入国できないために出展契約を解除する場合は、出展社は主催者に対して本規定の⑤によるキャンセル料を支払わなければなりません。

### ⑪防災法規の遵守

出展社は展示会場に適用されるすべての防災・安全法規を遵守しなければなりません。

### ⑫原状回復

出展社は展示会終了後、自社小間スペースの原状回復を行わなければなりません。出展社が回復作業を行わない時は、主催者がこれを行い、その費用は出展社が負担するものとします。

### ⑬展示会の変更、中止

天災・ストライキ・テロもしくは防疫等の不可抗力により、展示会の開催が困難と判断した場合には、主催者は開催期日の変更、短縮もしくは開催を中止する権利を有するものとします。この場合、出展料および出展社が出展に要した費用の償還と賠償の義務は負わないものとします。

### ⑭損害責任

出展社は、自己またはその代理人の不注意その他によって生じた会場設備または展示会の建造物の損壊、人身に対する損害について、一切の損害を賠償するものとします。

### ⑮外国貨物について

外国貨物はすべて日本国税関の管理下におかれますので、出展社は自己責任において必ず法に定められた税関手続きを自己の費用で行ってください。

### ⑯商取引について

本展示会期間中に発生する出展社、来場者及びその他の間に発生する商取引に係る責は当事者に帰するものであり、主催者としては一切関与しません。

### ⑰その他の事項

小間内装飾、電気、搬入出などの詳細規定につきましては、後日出展社にご案内いたします。

## 出展申込書

【オーダーグッズビジネスショー実行委員会】事務局 宛

2019年 月 日

左記の出展規定に同意の上、

2020年1月15日～16日開催の『オーダーグッズビジネスショー大阪2020』に

以下の通り出展を申し込みます

御社名 \_\_\_\_\_ 印

住所 (〒 \_\_\_\_\_ )

TEL \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

部署名/ご担当者名 \_\_\_\_\_

今後、展示会に関する全ての送付物はこちらのご担当者様宛になります。

E-mail \_\_\_\_\_

展示会ご担当者様のメールアドレスを記入して下さい。

・印材 ・ケース ・印章彫刻機 ・ゴム印材料 ・ゴム印製造機 ・既製ゴム印

出展ジャンル ・ファンシースタンプ ・合いカギ ・表札、プレート ・レーザー加工機 ・メモリアルグッズ

該当するものに  
○をつけて下さい  
・オンデマンドプリント ・ボディ ・ウエアプリント機器 ・ウエアプリント資材 ・ゲームプリンター

・刺繍機 ・ウエアプリント下請け ・SPグッズ ・その他 ( \_\_\_\_\_ )

**申込み小間数** 申込み小間タイプにチェックを入れ、申込数をご記入下さい。

●基本小間

Aタイプ(1小間).....120,000円× \_\_\_\_\_

Bタイプ(2小間).....210,000円× \_\_\_\_\_

Cタイプ(4小間).....360,000円× \_\_\_\_\_

合計金額 \_\_\_\_\_

＝¥ \_\_\_\_\_

(消費税別途)

展示会告知チラシ  ご希望枚数 \_\_\_\_\_ 枚 /  不要

※注…展示会告知チラシは12月中ごろにお送りする予定です。希望多数の場合は小間数に合わせて配分しますので、ご希望に沿えない場合もあります。

**申込締切 9月27日(金) 事務局FAX → 06-6924-5678**

この申込書は<http://ogbs.jp/>からダウンロードできます。 事務局住所：〒534-0027 大阪市都島区中野町5-10-125